

**2017年度税制改正大綱の要点整理**

発表日：2017年12月9日（金）

～配偶者控除見直し、積立NISAなど実施へ～

第一生命経済研究所 経済調査部  
担当 副主任エコノミスト 星野 卓也  
TEL:03-5221-4547**(要旨)**

○2017年度の税制改正大綱が与党から示された。①配偶者控除の見直し、②企業への賃上げ減税の強化、③積立NISAの創設などが実施される。

○配偶者控除見直しは、最終的に配偶者の年収要件を「103万円」→「150万円」に引き上げること、この財源を高所得者の配偶者控除縮減で賄うことが決まった。年収103万円～201万円のパート労働者を有する世帯では減税となる一方、控除枠が縮小、廃止となる高所得世帯では増税となる世帯も出てくる。ただ、社会保険料負担によって手取り収入の逆転現象が生じる「130万円（ないしは106万円）の壁」に変化がない以上、労働供給の促進効果に多くを期待することはできないとみる。また、所得控除の枠組みが残ったため、比較的所得階層の高い一部の世帯では減税額が大きくなる。所得再分配機能の観点からも疑問の残る改正である。

○企業収益の賃金還元を促すために2013年度から設けられている「所得拡大促進税制」の見直しが行われる。近々の賃上げを促進しつつ、中小企業に軸足を置いた賃上げインセンティブの強化によって、賃金上昇の裾野拡大を狙ったものだが、法人税納税企業の少なさなどに鑑みると、その効果については慎重に見ておいたほうが良さそうだ。

○積立NISAの創設は、個人の長期投資を促し、若年層の「貯蓄から投資へ」の促進に追い風となる可能性があるだろう。企業向け保育所に対する減税措置に関しても、企業による子育て環境整備加速が期待される。タワーマンション税制の見直しは、節税目的の不動産投資に一石を投じるものだが、不動産が他の資産に比べて大幅に税優遇される状況は変わらない。足元、空室率上昇のなかでも賃貸住宅の建設が堅調に推移するなど、税制が資源配分の歪みをもたらしていることは明白となっている。相続税、固定資産税などの資産課税のあり方は引き続き改正課題として残り続けるだろう。

**○2017年度税制改正大綱が公表、配偶者控除の見直しなどが主要改正点**

与党から「平成29年度税制改正大綱」が公表された。改正点の概要については本レポート最終ページの資料にまとめている。本稿では、配偶者控除の見直し、賃上げ減税の拡充、積立NISA制度の創設などについて改正内容の要約と若干の考察を加える。

**○配偶者控除見直しは2つの点で効果に疑問符**

配偶者控除の見直しは、最終的に配偶者（以下、説明のため妻とする）の年収要件を引き上げるとともに、主たる生計者（以下、夫とする）の年収要件を新設することで財源を確保することでまとまった。

具体的には、「最大額の38万円の所得控除」が適用されるための妻の年収要件が「103万円まで」から「150万円まで」に引き上がり、妻の年収が「150万円から201万円まで」の場合には控除額が38万円か

ら徐々に縮減する仕組みとなる。（配偶者特別控除の年収要件が変わる）。

さらに、夫の年収について適用要件を設け、年収 1,120 万円を超えると控除額が縮小、1,220 万円を超える場合は控除額はゼロになる。現行制度では妻の年収が「103～141 万円」の場合に適用される配偶者特別控除にのみ夫の年収要件が付されているが、これが配偶者控除にも広げられることになる。

夫、妻の年収ごとに、改正前後の家計負担の増減税額を整理したものが資料 1 である。控除額が拡充、ないしは新たに適用される「103 万円から 201 万円の年収を有する妻」のいる世帯では、多くの世帯で家計負担は減少する。一方で、夫の年収要件が新たに適用される世帯（夫年収 1,120 万円以上）では、負担増となる世帯が出てくる。従来の配偶者控除が縮減、非適用となる影響から「夫が高所得、妻が専業主婦ないしは 103 万円以下の労働者」である世帯では、改正前後の負担増が大きくなる。

また、所得税の限界税率が高く、かつ配偶者控除の非適用要件にもかからない世帯の減税額が最も多くなる。試算においては、「夫年収 800 万円・1,000 万円、妻の年収 103～201 万円世帯」の減税額が比較的大きくなっていることがわかる。

資料 1. 配偶者控除の見直しによる夫・妻の年収ごとの家計負担増減額の試算（万円）

夫(妻)の年収 妻(夫)の年収	300万円	500万円	800万円	1000万円	1200万円	1500万円
201 万円～	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
～ 201 万円	0.5	0.6	0.9	0.9	0.3	0.0
～ 197 万円	0.9	1.2	1.8	1.8	0.7	0.0
～ 190 万円	1.7	2.2	3.3	3.3	1.3	0.0
～ 183 万円	2.4	3.2	4.8	4.8	2.0	0.0
～ 175 万円	3.2	4.2	6.3	6.3	2.3	0.0
～ 167 万円	3.9	5.2	7.8	7.8	3.0	0.0
～ 160 万円	4.7	6.2	9.3	9.3	3.6	0.0
～ 155 万円	5.1	6.9	10.5	10.5	3.9	0.0
～ 150 万円	5.2	7.1	10.9	10.9	4.1	0.0
～ 141 万円	4.8	6.5	10.0	10.0	3.1	0.0
～ 140 万円	4.3	5.9	9.1	9.1	2.1	0.0
～ 135 万円	3.6	4.9	7.6	7.6	0.5	0.0
～ 130 万円	2.8	3.9	6.1	6.1	-1.2	0.0
～ 125 万円	2.1	2.9	4.6	4.6	-2.8	0.0
～ 120 万円	1.3	1.9	3.1	3.1	-4.5	0.0
～ 115 万円	0.6	0.9	1.6	1.6	-6.1	0.0
～ 110 万円	0.1	0.2	0.4	0.4	-7.5	0.0
～ 105 万円	0.0	0.0	0.0	0.0	-8.0	0.0
0～ 103 万円	0.0	0.0	0.0	0.0	-8.0	-15.8

（出所）自由民主党・公明党「平成 29 年度税制改正大綱」などをもとに第一生命経済研究所が試算。

（注 1）青塗りは負担減、赤塗りは負担増を表す。改正に伴う所得税と個人住民税の変化を計算。夫婦と中学生以下の子を有する世帯を想定。

（注 2）なお、表は制度改正前後の税負担の増減を示したものであり、改正後の妻（夫）の収入の変化による税負担の軽減額を示したものではない。したがって「妻の年収を 150 万円前後に拡大すれば税負担が減少する」という読み方は誤りである。正しくは、「改正前に妻の年収が 150 万円前後であった世帯は、改正後に税負担が減少する」。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

配偶者控除の見直しの当初の目的は、「妻の年収」を控除適用の基準としていることが労働時間を拡大するインセンティブを弱め、労働供給を阻害しているという点の解消であった（いわゆる“103万円の壁”問題）。しかし、今回の改正は年収要件の引き上げに留まっており、壁の位置が変わったのみに過ぎないほか、社会保険料の発生によって手取り収入が逆転するという、より深刻な「130万円の壁（大企業などでは106万円の壁）」は何ら手当てが為されていない<sup>1</sup>。労働供給の拡大効果は小さいと見込まれる。

また、上の試算にみるように、「夫の所得税の適用税率が高く、かつ配偶者控除の非適用要件にギリギリ引っかけられない世帯」（上の試算では年収800・1,000万円）の減税額が大きくなっている。所得控除の拡大による減税効果が適用税率の高い層ほど大きくなるために生じる事象だ。所得再分配機能の観点からも、その効果に疑問の残る改正である。

なお、大綱内では本改正を「個人所得課税改革の第一弾」とし、引き続きさらに改正を進めていく旨が記されている。数年内に控除の枠組みが再度改正される可能性もあろう。

### ○賃上げ税制の効果は慎重にみておいたほうが良さそう

法人税について、企業収益の賃金還元を促すために2013年度から設けられている「所得拡大促進税制」の見直しが行われる。具体的には、雇用者への一人当たり給与を前年度から2%以上増加させた企業に、増加給与額の一定割合（大企業12%、中小企業22%）を法人税から差し引く（資料2）。適用要件として“一人当たり給与・前年度比+2%”を追加することによって足もとの大胆な賃上げを促進しつつ、中小企業に軸足を置いた賃上げインセンティブの強化によって、賃上げの裾野拡大を狙ったものといえる。

ただこの制度によって、賃金上昇が広がるかどうかは不透明な部分も多い。まず、控除される法人税を支払っている中小企業が少ないことがある。国税庁の「会社標本調査」（2014年時点）に基づけば、会計上の利益が赤字のために法人税を支払っていない欠損法人は66.4%に上り、この多くを中小企業が占める。また、減税措置がなされるのは基本的に単年である一方、一度ベースアップや雇用拡大を行えば企業はその後人件費を引き下げることは困難である。税制改正が既に賃上げを行おうとしている企業の背中を押すことはあっても、新たに賃上げを促す効果があるかどうかは微妙なところである。制度改正による賃上げ促進効果は慎重にみておくべきであろう。

#### 資料2. 2017年度の所得拡大促進税制の概要

（現在）

	2017年度の適用要件	減税内容
大企業	・給与総額: 2012年度対比+5% ・一人当たり給与: 前年度から増加	増加給与額の10%を法人税から税額控除
中小企業	・給与総額: 2012年度対比+3% ・一人当たり給与: 前年度から増加	

（改正後）

	適用要件	減税内容
大企業	・給与総額: 2012年度対比+5% ・一人当たり給与: 前年度から+2%増加	増加給与額の12%を法人税から税額控除
中小企業	・給与総額: 2012年度対比+3% ・一人当たり給与: 前年度から+2%増加	増加給与額の22%を法人税から税額控除
	・給与総額: 2012年度対比+3% ・一人当たり給与: 前年度から増加	増加給与額の10%を法人税から税額控除

（出所）自由民主党・公明党「平成29年度税制改正大綱」をもとに作成。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

## ○積立 NISA や企業保育所減税に期待、タワマン節税にメスが入るも資産課税の枠組みに課題は残る

個人の少額投資非課税制度、通称 NISA の改正が行われる。具体的には、年間の投資上限を 40 万円とし、非課税期間を 20 年とする新枠（積立 NISA）が設けられる。現行の NISA 制度は年間上限 120 万円、非課税期間は 5 年である。投資上限額が小さい一方で、非課税期間が長く、より若い世代の長期投資を促すことを目指した改正だ。現行 NISA と積み立て NISA が並存する形となるが、今後の課題として「少額からの積立・分散投資に適した制度への

一本化を検討する」と制度の統一化を検討することも記された。

現行制度の非課税期間（5 年）が若年層が長期投資を行うには短期間であることもあり、NISA 口座の利用者は過半数が 60 代以上、20～30 代は 14%程度に留まっている。非課税期間の長期化が、これまで NISA 利用の少なかった若年層の投資行動を促すことが期待される。

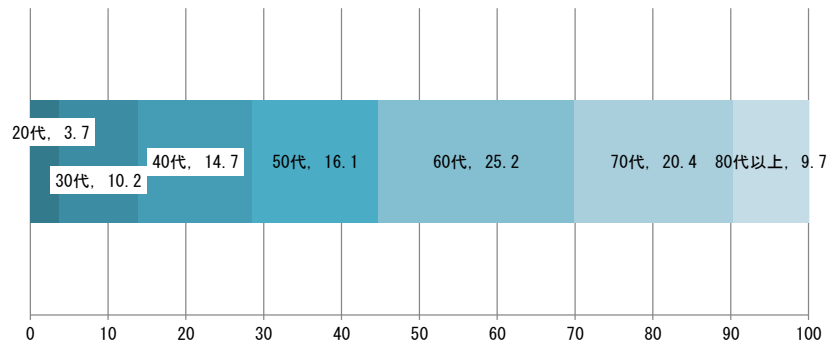
また、企業の保育所について、固定資産税、都市計画税や不動産取得税を半減する減税措置が取られる。保育所の運営コストを抑制することにつながり、子育て環境整備の一助となることが期待されよう。固定資産税の軽減は 2018 年度以後の年度分からとなる。

その他、資産課税関連ではタワーマンションの固定資産税、不動産取得税について見直しが行われる。これまでは、マンションの固定資産税や不動産取得税を計算する際には、マンション 1 棟あたりの評価額を各戸の床面積で按分し、税率を乗ずることで算出されていた（従って、床面積が同じであれば階層に関わらず、固定資産税額は同じ）。しかし、実際の市場価格は高層階ほど高額になることが多く、節税効果を目的とした高層階物件の購入が拡大していた。今回の改正はこうした節税行動にメスを入れるものである。具体的には、高さ 60m 以上（概ね 20 階建以上）の新築物件を対象に、マンションの中間階から 1 階上がるごとに +0.25% 程度の増税、1 階下がるごとに ▲0.25% の減税となるようにする。改正により、高層階にかかる固定資産税や不動産取得税は増税、低層階は減税になる。

なお、この改正はあくまで、同じタワーマンション内での実態に見合わない税負担の不公平を是正するものである。節税手段としてマンションや賃貸住宅へ投資を行うメリットは引き続き大きいままだ。今回、金融庁が改正要望を行った「上場株式等の相続税評価の見直し」（現在時価の 100% で評価される株式や投資信託について 90% への評価減を求めるもの）は見送りとなった<sup>ii</sup>。この改正要望は、株価変動によって相続税額が変動するリスクへの対処が主な目的とされる傍ら、資産の種類の間で税優遇措置の平仄をとるといった性格もあった。

昨今、住宅市場では空室率の上昇にもかかわらず、賃貸住宅の建設が堅調に推移しているが、背景には他の資産に比べて大きな優遇を得られる不動産が、節税のために保有資産として選択されている側面が大きいと考えられる。この傾向は、今回の改正でも何ら変わることはないだろう。賃貸住宅ラッシュが象徴するように、税制が資源配分の歪みをもたらしていることは明らかな中で、今後も不動産をはじめとする資産課税のあり方は改正課題として残るだろう。

資料 3. NISA 口座の年代別口座数の割合 (%) 【2016 年 6 月末時点】



(出所) 日本証券業協会資料より作成。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。



資料4. 2017年度税制改正大綱の主な改正点

改正ポイント	内容	目的
配偶者控除の見直し	配偶者控除・配偶者特別控除の適用要件を見直し。38万円の控除を受けるための配偶者年収の上限は現行の「103万円」から「150万円」に。また、夫の年収要件を強化。年収1,120万円を超えると控除額が縮小、1,220万円超で控除額はゼロになる。	パート労働者の労働時間延長を後押し、高所得者への控除縮小で再分配機能を強化
中小企業中心に所得促進税制を拡充	前年度比+2%以上の賃上げを行った企業の法人税の減税額を拡充。2%以上の賃上げを行った中小企業の優遇幅をより大きく。	賃金上昇の促進
積立NISAの新設	40万円/年までの積立NISA制度創設。配当・売却益について20年間非課税に（現行制度では120万円/年、5年間）。開始時期は2018年1月から。	非課税期間を延長し、個人の長期投資を促す
新築タワーマンションの税制見直し	タワーマンションの固定資産税・不動産取得税を見直し。高層階ほど増税、低層階ほど減税に。現行制度では、一棟の評価額を階数に関係なく床面積で按分。2017年以降完成のマンションに適用、実施は2018年1月から。	中～高層階ほど節税効果が得られる「タワーマンション節税」を抑止
エコカー減税の段階的縮小	自動車取得税、重量税にかかるエコカー減税の環境基準を厳格化。対象車種は現行の9割から2017年度8割、2018年度7割程度に。保有にかかる自動車税、軽自動車税の要件も厳格化、対象車種は新車の5割。	高い環境基準の自動車へのシフトを促す
酒税の見直し	ビール系飲料の酒税を見直し。2020年10月、2023年10月、2026年10月の3段階で改正し、最終的にはビール、発泡酒、第三のビールの税率を統一。ビールは減税、発泡酒、第三のビールは増税に。その他の酒税も一本化へ、日本酒は減税、ワイン、チューハイ、ハイボールなどは増税。	酒類間の税負担の公平性確保、複雑化する酒税制度の簡素化
役員報酬の損金算入ルールの見直し	法人が損金算入できる利益連動の役員報酬について、算定指標に株式の市場価格の状況などを加えることが可能に。また、複数年度の期間の指標を用いることが可能に（現行制度では単年度の利益に応じた役員報酬にしか認められていない）。	株主重視、コーポレートガバナンスの強化、中期視点の経営へのシフトを促す
研究開発減税を拡充	研究開発費の増加幅に応じて、その6～14%を法人税額から控除可能に。現行制度では、研究開発費の売上高比率に応じて、8～10%の控除率。	研究開発投資の促進
設備投資減税の対象を拡大	現行の設備投資減税の対象投資に高効率の空調機器や介護支援ロボットを追加	先進事業への投資を後押し
企業型保育所設置に対する税優遇	企業主導型保育所の固定資産税・都市計画税、不動産取得税を通常の5割に	待機児童問題の解消
租特における中小企業定義の見直し	大企業並みの所得（平均所得額が年15億円）のある企業について、中小企業向け租特特別措置の対象から除外。	中小企業対象の税優遇を狙った財務戦略を抑止
一時滞在外国人の海外資産を相続税非課税に	国内に住所を有している期間が相続開始前15年以内、合計10年以内の一次的滞在外国人同士の相続については、国内財産のみを相続税の課税対象に	高度人材の受け入れ促進
企業・富裕層の課税逃れ対策強化	海外のペーパーカンパニーに国内で課税するタックスヘイブン対策税制の適用国について、税率基準（法人税20%未満）を撤廃。相続税については、10年以内の海外居住者には海外に移転した資産にも相続税を課税（現行制度では5年以内）	パナマ文書で明らかになった過度な節税行動を抑制

（出所）自由民主党・公明党「平成29年度税制改正大綱」、各種報道資料などを基に第一生命経済研究所がまとめ。

以上

<sup>1</sup> 年収130万円を超えると社会保険において夫の扶養から外れ、自ら社会保険料を負担することになり、手取り収入が逆転するケースが生じてくる。2016年10月から、「勤務先が従業員501人以上の企業」「勤務時間が週20時間以上」等の条件を満たした場合は、月額賃金が88,000円（年収に換算するとおよそ106万円）を超えたときに自ら社会保険料を負担するよう改正が施行されている。配偶者控除・配偶者特別控除に起因する「103万円の壁」は税制上手取り収入の逆転が生じない制度設計であり、「130・106万円の壁」は労働供給により深刻な影響を与えていると考えられる。

<sup>11</sup> 上場株式等の相続税における物納順位を国債や不動産などと同様に第一順位に引き上げる改正は、今回の大綱に盛り込まれた。